

入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付しますので、独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）（以下「細則」という。）に基づいて公告します。

2019年2月15日

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役
所長 木野本 浩之

1. 調達内容

- (1) 件名 : 2019年度東京センター塵芥収集運搬処理業務（単価契約）
（一般競争入札（最低価格落札方式））
- (2) 仕様・数量 : 入札説明書による。
- (3) 契約期間 : 2019年4月1日から2020年3月31日（予定）
- (4) 納入場所 : 入札説明書による。

2. 入札方法

- (1) 落札者の決定方法 : 下記3.の資格の確認を受け、入札書を持参した入札者であって、細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 入札説明書「第2仕様書」の2.に記載した予定数量に対する総価（円）（税抜）の比較をもって行います。

3. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公告日において平成28・29・30年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、営業品目として「建物管理等各種保守管理」、「運送」もしくは「その他」を保持する者（以下「全省庁統一資格者」という。）

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構から資格審査（以下「簡易審査」といいます。）を受けることができます。（下記6.（1）の②を参照ください。）

（2）会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争参加資格確認申請書提出の資格がありません。

（3）当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には、以下のとおり取り扱います。

ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限までに上記規程に基づく資格停止期間（以下、「資格停止期間」という。）中の場合、本入札案件には参加できません。

イ. 資格停止期間前に本入札案件への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札案件には参加できません。

ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

（4）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（5）競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア. 応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。

エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図

る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (6) 一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分の許可を得ていること。また東京都から「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」の認定を得ていること。
 - (7) 金属くず、ガラスくず、ペットボトル及び発砲スチロールに関する廃棄物再生事業者の登録を受けていることが望ましい。
 - (8) 「水銀使用製品産業廃棄物」の取り扱いの許可を受けているもの
 - (9) 環境配慮契約法に基づき、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等定めた上で、裾切り方式において入札参加資格審査に必要な申請書類（第5裾切り方式に関する事項）を提出し、評価ポイントの満点（65点）の60%（39点）以上の条件等を満たしている者。提出された申請書類について、チェックリスト（「第5裾切り方式に関する事項」参照）に基づき、審査を実施する。なお必須項目を証する書類（誓約書）が未提出の場合、39点以上でも不合格となる。

4. 入札説明書

入札説明書は以下のサイトに掲載します。

本公告の「入札説明書等（PDF）」欄に掲載されているファイルをダウンロードしてご参照ください。

国際協力機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/index.html>)

→ 「調達情報」

→ 「公告・公示情報/結果」

→ 「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報
— 工事、物品購入、役務等 —（2018年度）」

→ 「JICA 東京」

(<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2018.html#tokyo>)

※なお、契約担当部署は以下のとおりです。
東京国際センター 総務課
電話 03-3485-7081 ファクシミリ 03-3485-7072

5. 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時：2019年3月18日（月）11時00分
- (2) 場所：東京都渋谷区西原2-49-5
独立行政法人国際協力機構 東京センター
セミナールーム 301
- (3) 入札会会場の開場時刻：開場は入札会開始時刻の5分前となります。フロントで入館受付後ロビーにて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。

6. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金：免除。
- (3) 関連規定については、ホームページの「独立行政法人国際協力機構法令・規程集」（URL：<http://association.joureikun.jp/jica/>）にて閲覧可能。
- (4) 特別な事情が発生した場合、仕様、履行期間等の調達条件や入札日等を変更して実施する場合があります。また、事情によっては入札執行（入札会）自体を取りやめることもあります。
- (5) その他、詳細は入札説明書によります。

以 上